

件名 インディアナ州における新たな制限措置

ポイント

11月13日(金)、ホルコム知事が関連の行政命令に署名し、11月15日0時1分から12月12日23時59分まで有効となる新たな制限措置を発表しました。

この命令に違反していることに関し口頭の警告等を受けても命令に従わない企業や組織に対しては、事業の閉鎖命令、更には営業免許や許可が取消されるとともに、地方検察官に事案が送られる可能性があります。

詳細は本文と関連のリンクを御覧ください。

本文

11月13日(金)、ホルコム知事が関連の行政命令に署名し、11月15日0時1分から12月12日23時59分まで有効となる新たな制限措置を発表しました。これはコロナウイルスの感染拡大、病院の対応能力ひっ迫を受け、これまでの復興計画第5段階と比べ厳しい措置を講じるものです。

本行政命令では、州全体に適用される一般的な要求と、各郡の感染状況を踏まえて色分けした4色(青、黄色、オレンジ、赤)の分類に応じて適用される集会人数制限等の追加措置が記載されています。

色分けについて、現在は全 92 郡のうち、青色の郡はなく、黄色が5郡、オレンジ色が 78 郡、赤色が9郡となっています。今後、毎週水曜日の 12 時に前の週のデータを踏まえて色分けが更新されていきますので、お住まいの地域における状況をご確認ください。

なお、地方自治体ごとに独自の条例や規則等を定めることを妨げていませんので、各自治体で一層厳しい条例等が設定されることもあります。

郡ごとの色分けは以下のリンクを御覧ください。

<https://www.coronavirus.in.gov/2393.htm>

1 期間:11月15日0時1分~12月12日23時59分

2 州全体に適用される一般的な要求(抜粋)

○インディアナ州民及び州内に滞在する全ての個人に対する要求

- ・CDC のガイダンスや本命令の措置を遵守し、自らの安全、健康そして周囲の人の安全に責任を持って対応すること。
- ・同一世帯員でない限り、すべての人と6フィートの社会的距離を確保するか、6フィートの距離を確保できない場合は衝立を立てるなどすること。
- ・店舗内や公共の屋内施設内、屋外の公共空間で社会的距離が確保できない場合、公共交

通機関やタクシー・ライドシェアを利用する際、K-12 の学校内などにおいてマスクまたはフェースカバー（鼻と口を覆うもの）を着用すること。但し、私的なオフィス内や作業場、6フィートが確保できる会合などは対象外。また、8歳以下の子供（ただしスクールバスでは着用義務あり）や医療的観点からマスクやフェースカバーの着用が合理的でない個人等は着用義務の例外とするが、可能であれば着用を推奨する。

○インディアナ州内の企業や組織に対する要求

- ・すべての事業において、従業員の健康状態確認プロセスや、感染防止のための職場清掃措置、手洗い・サニタイザーの利用、社会的距離確保の遵守等を規定した COVID 対応計画を現状に合わせ再度評価した上で、従業員に周知するとともに公に掲示すること。
- ・フェースカバー着用義務に則り、従業員や顧客、ベンダーに対し、サインを掲示すること。
- ・社会的距離の確保及び衛生措置要求を遵守するため、6フィートの距離を示すこと、サニタイザーなどを従業員・顧客に利用可能とすること、高齢者やコロナに脆弱な顧客向けに通常と分けた営業時間を設けること、オンラインで営業状況等の情報を公表することなどの積極的な措置をとること。

○レストランやバーなどの飲食物を対面で提供する施設に対する要求

- ・座席は異なるグループと6フィートの距離を空けて配置し、顧客は店内では着席すること。
- ・ドリンクバーやビュッフェ形式は、推奨はしないものの認める。

○社会的な集まりに対する要求

- ・社会的な集まりとは、屋内外を問わず参加者の交流を目的として行われる行事を指す。
- ・そのような集まりは、中止または延期を推奨するが、中止または延期できない場合は、主催者が社会的距離の確保、フェースカバーの着用、その他の衛生措置を講じた上で行うことを可能とする。
- ・そのような集まり及び社交を目的としない行事の上限人数は郡ごとの色分けに応じて設定される。

3 4色（青、黄、オレンジ、赤）の分類に応じて適用される集会人数等の追加措置

○色分けの方法

- ・郡ごとの7日間の陽性率及び10万人当たりの陽性件数を参照し、毎週水曜日 12 時に色分けが更新される。
- ・制限の厳しい分類への変更（青から黄、黄からオレンジなど）は即座に有効となり、制限の緩い分類への変更（赤からオレンジ、オレンジから黄など）は2週間続けて基準を満たさなければならぬ。

○青色の郡

・社交的な集まり又は行事の人数制限

承認などを必要とせず最大250人での実施が可能。250人を超えるものについては、7日以上前に地域の公衆衛生局へ計画を提出し、承認を得なければならない。

○黄色の郡

・社交的な集まり又は行事の人数制限

承認などを必要とせず最大100人での実施が可能。100人を超えるものについては、7日以上前に地域の公衆衛生局へ計画を提出し、承認を得なければならない。

○オレンジ色の郡

・社交的な集まり又は行事の人数制限

承認などを必要とせず最大50人での実施が可能。50人を超えるものについては、7日以上前に地域の公衆衛生局へ計画を提出し、承認を得なければならない。

・企業は共有スペースや休憩所で社会的距離が確保されるよう、集まることができる人数を減らさなければならない。

・K-12 の課外活動等への参加人数は定員の 25%を上限とする。

・コミュニティにおけるスポーツリーグやトーナメントは実施可能だが、観戦者は参加児童に加え参加者の保護者等に限定される。

○赤色の郡

・社交的な集まり又は行事の人数制限

承認などを必要とせず最大25人での実施が可能。25人を超えるものについては、7日以上前に地域の公衆衛生局へ計画を提出し、承認を得なければならない。

・企業は共有スペースや休憩所で社会的距離が確保されるよう、集まることができる人数を減らさなければならない。

・レストランや小売店はカーブサイドピックアップへの変更を強く推奨。

・K-12 の屋内課外活動等の参加者は、参加児童に加え参加児童の保護者等に限定される。

・コミュニティにおけるスポーツリーグやトーナメントは実施可能だが、感染者は参加者に加え参加者の保護者等に限定される。

4 法執行体制

職場の安全基準違反に関しては IOSHA(インディアナ労働安全衛生局)が、それ以外の点については法執行対応チームが、本命令違反に係る通報に対して調査を行います。この命令に従わない企業や組織に対しては、法執行対応チームが口頭での警告を行いますが、それでも命令に従わない場合には、書面による中止命令が出され、事業の閉鎖命令、更には営

業免許や許可が取消されるとともに、地方検察官に事案が送られる可能性があります。

5 在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、最小限の外出に留め、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

※郡の色分け毎に適用される措置・制限の概略は以下のリンクを御覧ください。

https://www.in.gov/gov/files/Coronavirus_Response_Requirements.pdf

※関連行政命令は以下のリンクを御覧ください。

https://www.in.gov/gov/files/Executive_Order_20-48_Color-Coded_County_Assessments.pdf

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。